二歎願シタリ

五、前回ノ回答ヲ見ルニ至ルノ経過　葛谷五造

協議ノ如キ経過ヲ経テ一時正午ニ至リ調停者ニテ

解雇ニ就テ組合ヲ認メ管理ニ任ヘタリ

七、代表者ノ説明者兼任

午前ノ部（従業員出勤六〇名）漁井議長ハ質問

依ルヤ一審見ヨリノ回答ヲ承認スルモノ

業者ヲ以テスルコト裁決ヲ採リタルニ賛成

者僅ニ二三名ニシテ漁井議長ハ推挙ニ決スル是一

直ニ葛谷五造ハ議長ノ採決ノ方法ヲ悪シト

抗議シ午後ノ従業員ト共ニ更ニ協議スル意見

トナルヲ以テ寧ロ総会ニスルコトニ賛成者多数

依テ更ニ採決ヲ行フコトヲ以テ協議ノ一致

ヲ見タリ　午後ノ部（従業員一五〇名一般組合員）

元葛谷採決ニ同意セリ

八、従業員

ノ従業員ヨリ入リ賃金ハ臨時賃金時給

六〇名（従業員）ニ対シテハ臨時賃金時給二五〇（従業員五〇名　臨時従業員）